

# 〇一関工業高等専門学校教育支援者規則

(平成20年5月15日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、教育支援者として本校の業務に従事する者に対する選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「教育支援者」とは、本校の学生への教育に本校教員と連携し、無給により教育支援業務に従事する者をいう。

## (選考基準)

第3条 教育支援者の選考基準は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 技術士の資格がある者
- 二 産業界等で専門家として活躍している者又は活躍していた者
- 三 本校の教職員であった者で特定の分野のスキルが格段に優れている者
- 四 その他校長が本校の教育支援者としてふさわしいと認める者

## (選考方法)

第4条 教育支援者の選考は、企画会議で審議のうえ、その意見を参考にして校長が決定する。

## (任期)

第5条 教育支援者の任期は、当該年度内の期間とし、再任を妨げない。

## (通知)

第6条 校長は、教育支援者に対し、人事異動通知書（別紙様式1）により本人に通知するものとする。

## (特例)

第7条 校長が特に必要と認める場合には、教育支援者に対し、プロフェッショナルインストラクターの称号を称せしめることができる。

## (遵守義務)

第8条 教育支援者は、本校の諸規定を遵守しなければならない。

## (守秘義務)

第9条 教育支援者は、活動上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期が終了した後も同様とする。

## (災害補償)

第10条 教育支援者の業務遂行に伴って発生した傷害・事故等については、傷害保険の範囲内で補償する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育支援者に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月3日規則第29条)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

一関工業高等専門学校  
人事異動通知書

(氏名)	(現職)
(異動内容)  一関工業高等専門学校教育支援者に任命する 任期は 年 月 日から 年 月 日までとする	
年 月 日  任命権者 独立行政法人国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校長  氏 名 印	